

立川市予防接種健康被害調査委員会条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定による。

立川市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づく予防接種（以下「予防接種」という。）による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、立川市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の要請に応じ、予防接種による健康被害の発生に際し、次の各号に掲げる事項について、医学的な見地から調査し、及び報告するものとする。

- (1) 健康被害発生事例の疾病の状況及び診療内容に関する資料収集に関すること。
- (2) 前号に関し、必要に応じて特殊検査又は剖検の実施についての助言等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人立川市医師会の会員 2人
- (2) 東京都多摩立川保健所長 1人
- (3) 市職員 2人
- (4) 専門医師 1人

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第4号に掲げる委員は、予防接種による健康被害の発生に際し、当該健康被害に関する事項を調査するうえで必要と認めるときに委嘱し、当該健康被害の事項に関する調査が終了したときは退任するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 議事に直接の利害関係を有する委員は、その審議に加わることができない。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

